

消費者

不用品回収で高額請求

〜ゆとりを持った行動が吉〜

Aさんは、引っ越しで出た不用品の処分をしてくれる業者を、インターネットで検索したところ、いくつかの回収プランが提示されている業者を見つけました。

引っ越しの5日前に、電話で回収の希望日と具体的な処分品を申し込むと、「実際の処分量を見ないと金額が分からないので、見積もりに伺う」と言われ、引っ越しの前日になって来ました。

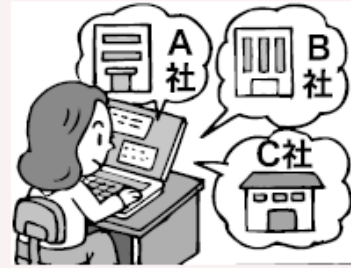
Aさんは、軽トラック一杯分で1万5千円程度だろうと予想していましたが、出された見積もりは5万円。「平積みで回収するので、大きなトラックが必要」と言われました。高額だと思いました。引越しが翌日に控え、他の業者に依頼することもできなかつたため、仕方なく料金を支払いました。



* * *

今回のケースは、電話で処分品を具体的に説明し、回収を申し込んでいました。そのため、クーリング・オフ制度は適用されず、消費者からの無条件の契約解除はできません。

引っ越し間際に慌てて業者を探すと、このようなトラブルに陥りやす



くなります。時間に余裕を持って、複数の業者から見積もりを取り、どこに依頼するかよく検討して契約しましょう。

また、一般廃棄物の収集・運搬は市区町村に許可を受けた事業者しか行えません。依頼する業者が指定業者かどうか市のホームページなどで必ず確認しましょう。許可を受けていない事業者との契約で、回収された不用品が不法投棄されていたという事例もあります。

他にも、「不用品の無料回収を」と書いてあったのに、高額な手数料を請求された」という相談もありますので、気を付けてください。

* * *

消費者センターでは、市内・県内で発生した消費者トラブルをホームページでお知らせしています。併せて、ご覧ください。



問い合わせ

消費者センター(☎029-1234)